

～介護支援専門員の登録のみしている方、介護支援専門員証が失効している方へ～  
**介護支援専門員証は取得せずに山形県に登録移転する手続き(登録移転申請)について**

勤務地や住民票上の住所が山形県に異動になった場合、現在登録している都道府県から山形県に介護支援専門員の登録を移転することができます。

※ 登録移転の手続きは義務ではありません。

**1 本書における登録移転申請の対象者**

次の①から③のすべてに該当する方

① 現に有効な介護支援専門員証を **お持ちではない方**

※ 介護支援専門員の登録のみ行っている方、または介護支援専門員証の有効期間がすでに満了(失効)している方のいずれかに該当する方。

② 勤務地または住民票上の住所が山形県内にある方

③ 今回の申請と同時に、 **介護支援専門員証を取得しない方**

※ まだ再研修を受講・修了していない方はこちらに該当。

※ 登録移転の手続きと同時に介護支援専門員証を新たに取得する方は、もう一度、「[他都道府県から山形県に登録移転する場合の手続きフロー図\(PDF\)](#)」をご確認のうえ、手続き詳細をご参照ください。

※ 勤務地または住民票上の住所が山形県内にある方であっても、登録移転を希望しない場合は、登録を移転する必要はありません。

**2 本書における登録移転申請の必要提出書類等**

<input checked="" type="checkbox"/>	項番	必要書類	備考												
<input type="checkbox"/>	ア)	様式第2号「介護支援専門員登録移転申請書 兼 介護支援専門員証交付申請書」	県証紙は不要												
<input type="checkbox"/>	イ)	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">□ ① (1)もしくは(2)の公的証明書類1セット</td> <td rowspan="4">1 い ず れ か</td> </tr> <tr> <td></td> <td>個人番号を証明する書類1点</td> <td>身元を確認する書類</td> </tr> <tr> <td>(1)</td> <td>マイナンバーカード裏面(写)</td> <td>マイナンバーカード表面(写)</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>住民票の写し(マイナンバーの記載がある6ヶ月以内のもの、コピー不可)</td> <td>                     運転免許証(写)                      パスポート(写)                      顔写真のない公的証明書2点(写)                 </td> </tr> </table>	□ ① (1)もしくは(2)の公的証明書類1セット		1 い ず れ か		個人番号を証明する書類1点	身元を確認する書類	(1)	マイナンバーカード裏面(写)	マイナンバーカード表面(写)	(2)	住民票の写し(マイナンバーの記載がある6ヶ月以内のもの、コピー不可)	運転免許証(写) パスポート(写) 顔写真のない公的証明書2点(写)	公的証明書であれば左記以外でも受付可 ※マイナンバー通知カードは不可
□ ① (1)もしくは(2)の公的証明書類1セット		1 い ず れ か													
	個人番号を証明する書類1点		身元を確認する書類												
(1)	マイナンバーカード裏面(写)		マイナンバーカード表面(写)												
(2)	住民票の写し(マイナンバーの記載がある6ヶ月以内のもの、コピー不可)		運転免許証(写) パスポート(写) 顔写真のない公的証明書2点(写)												
<input type="checkbox"/>	ウ)	介護支援専門員証(原本)	介護支援専門員の登録のみ行っている場合、紛失した場合は提出不要												
<input type="checkbox"/>	エ)	写真1枚(タテ3cm×ヨコ2.4cm) ※6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの	裏面に氏名・登録番号を記入すること												
<input type="checkbox"/>	オ)	※山形県内に住所を移していないが、勤務地は山形県内にある場合 山形県内に所在する事業所又は施設で介護支援専門員の業務に従事し、又はしようとすることを証する書面 辞令書(コピー)や雇用契約書(コピー)、給与明細書(コピー)等	住民票上の住所を山形県に移した方は、提出不要												
<input type="checkbox"/>	カ)	※住所や氏名が変わった場合 現在登録している都道府県が定める「介護支援専門員登録事項変更届出(介護支援専門員証書換え交付申請)」													

### 3 登録移転申請の提出方法

手順1：提出様式の準備及び必要事項の記入

	<a href="#">様式第2号 (PDF)</a> <a href="#">様式第2号 (ワード)</a>	現在登録のある 都道府県へ登録事項 変更届出(書換え交付申請)
住所及び氏名の変更がない場合 ※登録事項変更届出をすでに行った方を含む	要	-
<b>氏名や住所が変更</b> となった場合 ※登録事項変更届出をまだ行っていない方を含む	要	要

※ 自宅や勤務先、コンビニエンスストア等で印刷ができない場合は、郵送・FAXで送付することも可能です。請求する様式名とご連絡先を明記の上、下記提出先まで送付ください（郵送を希望の場合は返信用封筒及び切手を同封すること）。

手順2：介護支援専門員登録移転申請書 在中」と記入のうえ **現在登録している都道府県**へ郵送

### 4 本書における登録移転申請の提出方法

山形県で登録移転申請を受け付けたら、受付から2週間程度で山形県介護支援専門員資格登録簿に登録したことを郵送により通知します。ただし、申請が集中する12月から翌年4月末までにつきましては、受付から30日程度を要する場合がありますので、ご了承ください。

通知（A4 普通紙を同封した長形3号の封筒）が届きましたら、介護支援専門員登録番号が記載されていますので大切に保管してください。

#### 【備考：通知を登録住所以外（勤務先等）に郵送希望の方へ】

通知は、登録住所（住民票上の住所）宛てに郵送します。

登録住所以外の住所（勤務先住所等）に郵送することをご希望の方は、当該住所を上記2ア)の「7 備考」に「〒990-0000 山形県山形市〇〇1-1-1 居宅介護支援事業所〇〇」のように記入してください。

※ 別途、返信用封筒をご用意いただく必要はありません。

### 5 留意事項

- ・ 介護支援専門員として勤務する方は、介護支援専門員証を必ず取得してください。介護支援専門員証を取得せず、介護支援専門員として勤務すると、介護保険法の規定により、登録消除の対象となります。
- ・ 介護支援専門員証の有効期間は5年です。有効期間の満了後も介護支援専門員として勤務する場合は、更新手続きが必要です。詳細は、山形県ホームページ内「[介護支援専門員\(ケアマネジャー\)の資格に関する手続きと研修について](#)」をご参照ください。
- ・ 介護支援専門員証の有効期間が満了すると、介護支援専門員証は失効するため有効期間を更新できなくなります。この場合、再研修を修了し、新たに介護支援専門員証を取得しなければ、介護支援専門員として勤務することができません。
- ・ 介護支援専門員証の有効期間が満了（失効）しても、介護支援専門員として勤務しなければ、登録が消除されることはありません

【記入例】

様式第2号

介護支援専門員登録移転申請書  
兼 介護支援専門員証交付申請書

申請年月日を記入してください

令和〇年 〇月 〇日

山形県知事 殿

申請者 (〒〇〇〇 - 〇〇〇〇)

住所 山形県山形市松波 〇丁目〇番〇号

氏名 山形 太郎

日中に連絡の取れる連絡先（携帯電話番号、勤務先電話番号等）を必ず記入してください

連絡先電話 自宅 ( 〇〇〇 ) 〇〇〇 - 〇〇〇〇  
日中 ( 〇〇〇 ) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇

以下のとおり、申請します。

①介護支援専門員登録移転

②介護支援専門員証交付 (交付を申請しない場合は——線で削除してください。)

また、介護保険制度の適正な実施を「県証紙 1,600 円は貼付不要です！」  
他の行政機関に対し提示することに同意

山形県収入証紙欄 (1,600 円)

※「②介護支援専門員証交付」を申請される場合は、ここに山形県収入証紙を貼り付けてください。  
※「①介護支援専門員登録移転」申請のみで、「②介護支援専門員証交付」を申請しない場合は、山形県収入証紙は不要です。

1	現に登録を している都 道府県知事	(介護支援専門員証の送付を登録住所以外に希望する場合は、送付先住所を記入してください。) △△都道府県知事												
2	フリガナ 登録者氏名	ヤマガタ タロウ 山形 太郎 <small>フリガナを必ず記入してください ※記入漏れが散見されますので、提出前によく確認してください</small>												
3	生年月日	(西暦) 1990年 4月 2日												
4	個人番号	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇												
5	有効期間 満了日	「①介護支援専門員登録移転」申請のみで、「②介護支援専門員証交付」を申請しない場合は記入不要 (西暦) 2024年 5月 31日												
6	登録番号	0 6 1 6 1 2 3 4												
7	添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> (1)、(2)のいずれかを提出してください <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">共通</th> <th>個人番号を証明する書類 1点</th> <th>身元を確認する書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td> <td></td> <td>マイナンバーカード裏面(写)</td> <td>マイナンバーカード表面(写)</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td></td> <td>住民票の写し(マイナンバーの記載がある6ヶ月以内のもの、コピー不可)</td> <td>運転免許証(写) パスポート(写) 顔写真のない公的証明書2点(写)</td> </tr> </tbody> </table> <small>※現住所が確認できるものを添付すること</small> <input type="checkbox"/> ① 山形県内に所在する事業所又は施設で介護支援専門員の業務に従事し、又はしようすることを証する書面(山形県内に住民票上の住所がある場合、添付不要) <input checked="" type="checkbox"/> ② 介護支援専門員証(原本)又は介護支援専門員登録証明書(原本) <input type="checkbox"/> ③ 写真(縦横それぞれ3 cm×3 cm) <small>※6ヶ月以内の写しを無帽(顔は露出)のもの、無背景のもの ※裏側に</small> <small>添付漏れがないか必ずチェックの上確認してください。</small>	共通		個人番号を証明する書類 1点	身元を確認する書類	(1)		マイナンバーカード裏面(写)	マイナンバーカード表面(写)	(2)		住民票の写し(マイナンバーの記載がある6ヶ月以内のもの、コピー不可)	運転免許証(写) パスポート(写) 顔写真のない公的証明書2点(写)
共通		個人番号を証明する書類 1点	身元を確認する書類											
(1)		マイナンバーカード裏面(写)	マイナンバーカード表面(写)											
(2)		住民票の写し(マイナンバーの記載がある6ヶ月以内のもの、コピー不可)	運転免許証(写) パスポート(写) 顔写真のない公的証明書2点(写)											
8	備考	(介護支援専門員証の送付を登録住所以外に希望する場合は、送付先住所を記入してください。)												